

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 9 号

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例

鳥取市立学校条例（昭和 3 9 年鳥取市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鳥取市立江山中学校の項を削る。

第 3 条の表鳥取市立神戸小学校の項及び鳥取市立美和小学校の項を削る。

第 4 条の表に次のように加える。

鳥取市立江山学園	鳥取市竹生
----------	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（鳥取市公民館条例の一部改正）

2 鳥取市公民館条例（昭和 3 5 年鳥取市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表鳥取市立神戸地区公民館の項中「神戸小学校区」を「旧神戸小学校区」に改める。